

令和7年度 安全報告書

北海道航空株式会社

※ 本報告書は、令和8年3月31日の情報を基に、航空法第111条の6の規定に基づいて作成されています。

1 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

(1) 安全方針

関係法令の遵守と、安全管理体制の継続的改善により、安全の維持を会社の最優先事項としています。

(2) 安全目標

「安全は 任せず 頼らず 自分から」を安全標語に掲げ、安全最優先を全ての原点に無事故・無災害を達成することを目標としています。

(3) 安全目標達成の方策

「共有 ・ 共議 ・ 共栄」を行動指針にし、一人ひとりの努力と協力のもと、業務に取り組むことで無事故・無災害を達成していきます。

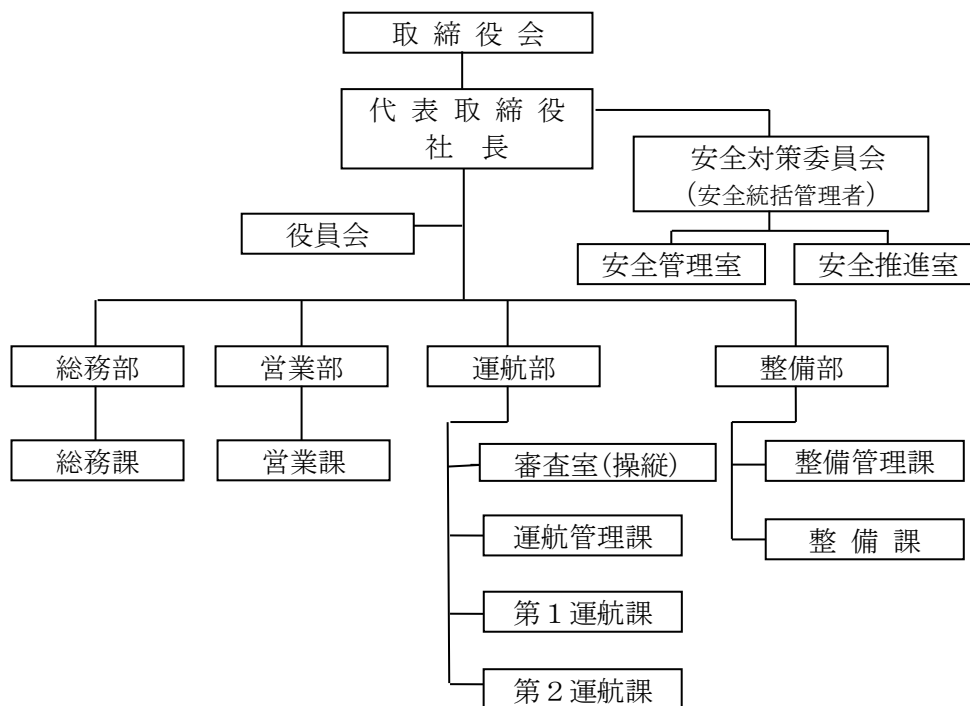
2 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

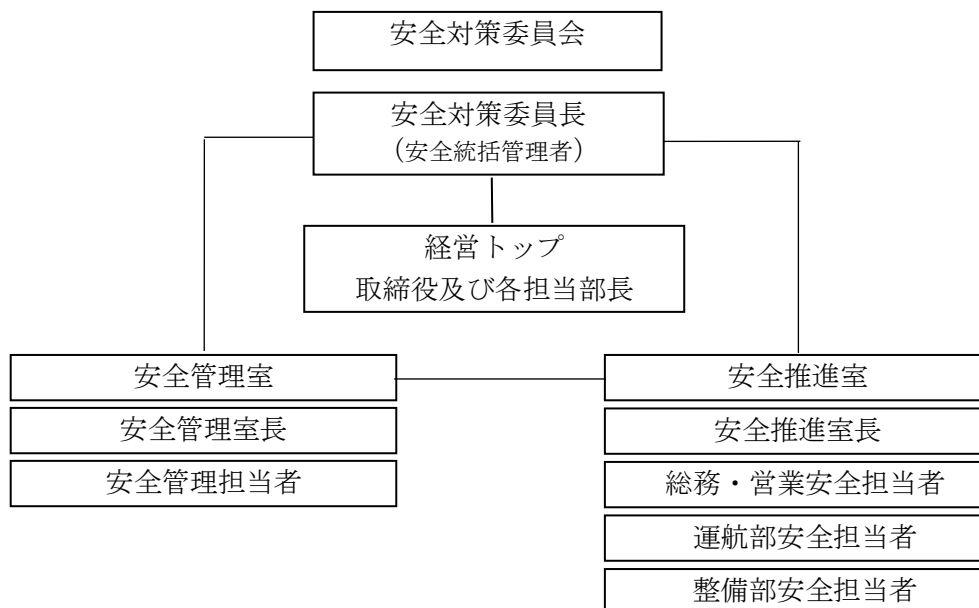
令和8年3月31日現在

イ) 全体及び安全確保に関する組織の組織図

【北海道航空株式会社組織図】



【安全管理体制組織図】



ロ) 経営トップによる輸送の安全の確保に係わる責務

経営トップは、航空安全確保の為、下記に掲げる事項について主体的かつ積極的に関与し、リーダーシップを発揮する。

- (1) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を会社内部へ徹底する。
- (2) 安全方針を策定する。
- (3) 安全推進室長に指示し、重視事項を策定する。
- (4) 重大な事故等への対応を実施する。
- (5) マネジメントレビューを実施する。
- (6) PDCA サイクル（計画の策定、実行、チェック、改善のサイクル）の仕組みの導入とその有効活用を図り、会社全体の安全管理システムを構築し、適切に運営する。
- (7) 安全統括管理者の意見を尊重して安全施策や安全対策等に係わる最終判断を行う。

ハ) 安全統括管理者の選任方法に関する事項、権限及び責務

(1) 安全統括管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者で、かつ航空運送事業の実施若しくは管理の総括に関する業務経験を通算して3年以上有する者の中から選任する。

(2) 安全統括管理者は、安全対策委員長としての責務及び権限を有し、安全管理体制の適切な運営及び事業者内の安全優先意識の徹底を行う。

(3) 飲酒対策に関し、会社内の飲酒対策を総括管理すると共に、アルコール教育やアルコール検査等飲酒対策を含む安全施策及び安全投資の決定等の安全に関する重要な経営判断に直接関与する責務と権限を有する。

ニ) 各組織の機能・役割の概要

①安全対策委員会

- (a) 安全運航を確保・推進する事を目的に、全社的な安全方針の決定及び安全に係わる重要な施策の検討を行い、安全施策・安全投資に係わる最終判断を行います。
- (b) 基本的な安全方針を社内全体に浸透させ、事業運営上の安全に係わる情報の共有化を図り

ます。

②安全管理室

- (a) 安全に関する重要事項を的確に把握し、安全統括管理者が安全推進活動に関する判断を適切に下せるよう、客観的な立場で報告する等、安全統括管理者を補佐します。
- (b) 安全に係わる組織、制度、規定類等、安全管理の体制が有効に機能しているか、安全監査を実施します。

③安全推進室

- (a) 安全推進室は、安全推進室長を業務の責任者とし、各部の安全担当者が構成要員となり、安全統括管理者直轄の独立した安全推進業務を担当しています。
- (b) 「年度事故防止計画」を作成し、安全推進全般の統括、安全業務の指導及び統制をとるとともに、安全情報、不具合・不安全事象の調査・分析を行いリスク情報等の関連情報を共有化しています。

ホ) 各組織における人員数

安全対策委員会 14名 (安全管理室5名及び安全推進室6名を含む)

へ) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の数

航空機乗組員 (機長)	9名
整備従事者 (有資格者)	12名
運航管理担当者	10名

(2) 日常運航の支援体制

イ) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容

航空局が規定する「運航規程審査要領」、「整備規程審査要領」及び「航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領 (安全関係)」に基づいて作成認可された「運航規程」及び「整備規程」、「業務規程」等に基づき適切に実施しています。

ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

安全推進室は、不安全、不具合事案等の情報を収集、原因を究明し、再発防止・未然防止のための対策を検討し、原因・対策報告書を作成します。作成された原因・対策報告書を、全社員に回覧し情報を共有しています。

ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

- ① 「年度事故防止計画」に基づいて、安全推進活動等を計画的に実行し、安全推進活動の実施成果を明らかにすると共に、事故防止計画の改善に反映しています。
- ② 安全教育を計画的に定期的実施しています。
- ③ 安全会同を実施し、安全に関する必要な事例・対策及び検証事項等の周知徹底を図っています。
- ④ 安全点検等を定期的開催し、現状を把握分析、潜在的事故要因の早期発見と早期対策を図っています。
- ⑤ 安全に係わる情報を基に安全推進室が発行する安全情報、安全警報を都度回覧して注意喚起と意思疎通を図っています。

⑥安全に係わる事故防止計画が適切に遂行されている事を検証するため、安全管理体制の適合性と有効性を安全監査において定期的に確認しています。

(3) 使用している航空機に関する情報 (令和8年3月31日現在)

イ) 保有している航空機の機種

- ① セスナ式TU206G型
- ② ビーチクラフト式C90A型
- ③ アエロスパシアル式AS350B2型
- ④ ユーロコプター式EC135T2型
- ⑤ ユーロコプター/アエロスパシアル式AS365N2型
- ⑥ ユーロコプター式AS365N3型

ロ) 機種別の数、代表的座席数、平均年間飛行時間、導入開始時期及び平均機齢

機 種	機数	座席数	平均年間飛行時間	導入開始時期	平均機齢
セスナ式 TU206G型	3	2～6	128時間	1985. 4	43年10ヵ月
ビーチクラフト式 C90A型	1	7	8時間	2013. 3	34年6ヵ月
アエロスパシアル式 AS350B2型	1	6	160時間	1996. 3	30年0ヵ月
ユーロコプター式 EC135T2型	1	5	113時間	2002. 11	23年5ヵ月
ユーロコプター/アエロスパシアル式 AS365N2型	2	8～11	82時間	1997. 1	27年4ヵ月
ユーロコプター式 AS365N3型	1	9	71時間	2007. 3	19年6ヵ月

ハ) 全体の平均機齢

31年9か月

ニ) 救急用具の装備状況

規則第150条に基づき、水上を飛行する場合は、旅客の安全を確保するため救命胴衣等の救急用具を装備している。

3 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項 (令和8年3月31日現在)

法第111条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」(事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル)の発生状況

※ ありません。

4 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(1) 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

※ 処分等はありません。

(2) 安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には当該措置

- イ) 年度の半期毎に安全推進活動に係る事故防止計画を見直し、必要に応じて計画変更を行い、更に安全性を高めています。
- ロ) PDCAサイクルによる各種業務及び規程等の見直しを継続しています。
- ハ) 安全情報の収集・活用を図り、安全教育に反映しています。

(3) 情報の伝達及び共有に関する事項の概要

日常の業務において発生した不具合・不安全情報等の報告書を収集し要因、原因を究明するとともに、未然防止策・再発防止策を検討し、原因・対策報告書を作成しています。

また、不安全情報等（航空機乗務員の疲労に関する情報含む。）は、非懲罰環境下で収集し、伝達する体制やシステム等を構築しています。

安全推進室は、作成された原因・対策報告書を経営トップはじめ、全社員に回覧して周知する。

(4) 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要

・収集・共有した不安全情報等をもとに、発生傾向の把握やハザード（人的要因、技術要因、組織要因、環境要因等事業に関する変更の管理及び航空機乗組員の疲労に関する要因により生じるものを含む。）の特定を行い、リスクマネジメントを行っています。細部については、「リスク管理実施要領」に定めています。

・緊急事態が発生した場合は、航空法により認可された運航規程及び運航規程附属書運航業務実施規則に定める「緊急の場合においてとるべき措置等」及び「航空救難規則」並びに「機上不法行為事件対処規則」に定めています。

また、天災等が発生した場合には「防火防災規程」及び「自然災害対応マニュアル」に定めるところに従っています。

・緊急事態発生時には、上記の運航規程に基づき、機長は、発生した緊急事態の内容により、自社運航管理部門又は管制機関等へ無線電話等によりその事態を報告することとしています。

・運航管理部門では、同運航規程に基づき、自社機の運航状況を監視し、緊急事態が発生したことの通報を受けた場合又は覚知した場合、当該機との通信連絡に努めるとともに、関係公的機関等へ連絡し、援助を求めることとしています。

(5) 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要

内部監査は、「内部監査実施要領」に基づいて年1回以上行っており、不適合事項等は、被監査部署にその是正措置及び未然防止策を講じるよう指示しています。それらの報告については、内容の有効性についてフォローアップ確認を実施しています。

内部監査は、その客観性確保のため、監査対象の業務に従事していない者が監査を実施できるよう、監査員を選出しています。

なお、認定事業場の監査は、業務規程に基づき行われ、安全管理室に報告されています。

(6) 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要

安全管理システムの構築及び効果的な運用にあたって、安全管理規程等を設定・管理するとともに、安全情報、内部監査の記録、安全対策委員会等の議事録、教育訓練記録等を保管しています。

(7) 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要

安全対策委員会及び安全点検において安全管理体制の継続的な見直しや改善を行うとともに、安全方針及び重視事項等について毎年見直しを行っています。

(8) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

今年度は航空事業に携わる中で数件の不具合の発生はありましたが、事案を確認し、全社員に水平展開することで注意喚起を促すと共に、原因及び対策を検証し情報の共有と所要の教育を実施して未然防止及び再発防止に努めています。

令和7年度

イ) 主要な安全に関する安全指標の目標達成度

安全指標	安全目標値	実績値	達成度
1. 航空事故及び重大インシデント発生件数	0 件	0 件	達成
2. 人的要因による不安全発生件数	0 件	0 件	達成
3. ヒヤリハット報告件数	15 件	15 件	達成

ロ) 安全推進活動の実績値と目標達成度の管理・監視方法

安全推進活動	計画目標値	実績値	達成度
1. 安全教育、訓練等の実施回数	28 回	29 回	達成
2. 航空安全情報等の発行件数出	35 件	48 件	達成
3. 社内監査の実施	4 回	4 回	達成
4. 安全対策委員会の開催	2 回	3 回	達成

ハ) 当該事業年度の安全状況の総括的な評価

安全運航に対する高い意識の維持と努力の継続により、航空事故及び重大インシデント発生件数は、目標通り「0」とすることができました。

(9) 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取り組み目標等の事項

イ) 令和8年度安全目標

「安全は心の余裕と準備から」を安全標語に掲げ、安全最優先を全ての原点に、無事故・無災害を達成することが目標であります。

ロ) 令和8年度の主要な安全指標と安全目標値

安全指標	安全目標値
1. 航空事故又は重大インシデント発生件数	0 件

2. 飲酒及び人的要因による不安全事案発生件数	0 件
3. ヒヤリハット報告件数	18 件

ハ) 安全目標値達成に向けた安全推進活動の管理・監視方法

活動の管理・監視方法	計画目標値
1. 安全教育、訓練等の実施	26 件
2. 航空安全情報等の発行件数	38 件
3. 社内監査の実施	4 回
4. 安全対策委員会の開催	2 回

以上